

銀行取引約定書ひな型廃止後の銀行取引約定書改訂動向(1)

—地方銀行および第二地方銀行の動向を中心に—

村 山 洋 介

はじめに

平成12年4月、全国銀行協会（以下、「全銀協」という）が、銀行取引約定書ひな型（以下、「ひな型」という）を廃止したことを受け、現在、多くの銀行において、銀行取引約定書の改訂作業が相次いで行われている。そのうち改訂済みの一部の都市銀行および地方銀行における銀行取引約定書は、既に法律雑誌等においてその全文が公表されており¹、また、改訂後の銀行取引約定書を前提とした解釈論的な検討も開始されている²。しかしながら、右雑誌媒体を通じて公表されているもの以外、とりわけ地方銀行および第二地方銀行の銀行取引約定書に関しては、一般に、その内容が公開されているものは少なく、その具体的な改訂動向を知ることが困難な状況となっている³。そこで、平成18年3月から4月末にかけて、全国の地方銀行および第二地方銀行111行を対象として、各銀行の銀行取引約定書の改訂動向に関する実態調査（以下、「本調査」という）を実施し、その際、44の銀行から、ひな型廃止後に改訂された銀行取引約定書の送付を受けた⁴。地方銀行および第二地方銀行を含めた個別銀行の銀行取引約定書の改訂動向は、融資取引に関する事実上の統一約定書であったひな型が廃止された現在、今後の金融取引法研究において、重要な基礎的資料になるものと思われる。本稿は、限られたサンプルを対象とするものではあるが、本調査により送付を受けた44行の銀行取引約定書を対象として、ひな型廃止後の地方銀行および第二地方銀行における銀行取引約定書の改訂動向について、若干の紹介を試みようとするものである⁵。なお、右紹介に際しては、ひな型廃止に伴い、全銀協により公表された、「銀行取引約定書に関する留意事項（以下、「留意事項」という）⁶」およ

び経済法令研究会による銀行取引約定書の第一次，第二次試案（以下，「第一次試案」，「第二次試案」という）¹⁷を適宜参照する。

I. 調査の概要

[調査目的]

銀行取引約定書ひな型廃止後における各行の銀行取引約定書の改訂動向

[調査対象]

全国地方銀行協会に加盟する銀行および第二地方銀行協会に加盟する銀行（111行）

[調査期間]

平成18年3月1日－平成18年4月30日

[調査方法]

郵送によるひな型廃止後の銀行取引約定書改訂動向に関するアンケート，および改訂後の銀行取引約定書の郵送依頼

[調査結果]

送付件数 111

返信数 71

有効回答数 64（うち，銀行取引約定書改訂あり62（銀行取引約定書の郵送44），銀行取引約定書改訂なし2）

II. 銀行取引約定書改訂動向

1. 契約締結方式

ひな型前文

私は、貴行との取引について、次の条項を確約します。

[改訂動向]

留意事項では、差入方式、双方署名方式、規定書方式の「いずれの方法をとるかは、各銀行で判断することであるが、いずれの方式を採用する場合にも、原本または写しの交付を徹底することと等により、取引先が約定内容をいつでも確認できるようにしておくことが重要である⁸」としている。本調査では、双方署名捺印方式を採用するものが43行⁹、差入方式を採用するものが1行みられた¹⁰。

2. 適用範囲

ひな型1条

- ① 手形貸付・手形割引・証書貸付・当座貸越・支払承諾・外国為替
その他いっさいの取引に関して生じた債務の履行については、この
約定に従います。
- ② 私が振出・裏書・引受・参加引受または保証した手形を、貴行が
第三者との取引によって取得したときも、その債務の履行について
この約定に従います。

[改訂動向]

(1) ひな型1条1項関係

留意事項では、銀行取引約定書の適用範囲を明確化し、「デリバティブ取引、保証取引等のように『その他いっさいの取引』という包括的表現に含まれると解されるものであっても、適用範囲にある取引の例示として明記するなどの工夫をすることが考えられる¹¹」としている。本調査でも、適用取引例に、「デリバティブ取引」を明記するものが36行、「保証取引」を明記するものが42行みられた。なお、保証取引に関する規定方法として、別条項において、「乙と第三者との銀行取引を甲が保証した場合の保証取引は、銀行取引に含まれる」とするのが38行みられた。また、第二次試案解説では、保証取引とひな型1条1項の支払承諾取引との区別が困難であるとの指摘がなされていたが¹²、支払承諾取引に括弧書きで「保証委託取引」と明記するものが12行み

られた。デリバティブ取引、保証取引以外の新たな適用取引例として、「金銭債権の取得」、「貸付有価証券および当座過振」を規定するものが各1行みられた。なお、ひな型1条1項と同様に、「その他いっさいの取引」という文言を用いるものが11行、「いっさいの銀行取引」とするものが31行、「いっさいの融資関係取引」、「甲乙間の証書貸付その他乙に対して債務を負担するいっさいの取引」とするものが各1行みられた。

(2) ひな型1条2項関係

ひな型1条2項の文言に、変更を加えないものが34行、本条項を削除するものが1行、本条項が適用される場合に、手形と借入金債務（ひな型2条）、割引手形の買戻（ひな型6条）、印鑑の偽造等（ひな型10条4項）に関する規定の適用を除外するものが2行、右諸規定に加え、約定書の準拠法および合意管轄に関する規定の適用を除外するものが1行みられた。また、「保証した手形」に、「振出、裏書した小切手」が含まれるとするものが2行、「第三者との取引」の例として、「手形割引」を例示するものが3行、「第三者との取引」を、「第三者との融資関係取引」とするものが1行みられた。

(3) その他

「本約定書と異なる個別の合意がある場合には、当該合意が本約定書に優先する」との規定を設けるものが23行みられた¹³。

3. 手形と借入金債務

ひな型2条

手形によって貸付を受けた場合には、貴行は手形または貸金債権のいずれによっても請求することができます。

[改訂動向]

ひな型2条の文言に、変更を加えないものが40行、手形上の債権の対象を手形貸付に限定せず、割引手形等も含める趣旨から、「乙の甲に対する債権に関して手形上の権利が併存する場合、乙の選択によりいずれの権利によっても請求又は相殺等ができる」とするものが4行みられた。

4. 利息・損害金等

ひな型3条

- ① 利息・割引料・保証料・手数料、これらの戻しについての割合および支払の時期・方法の約定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行なわれる程度のものに変更されることに同意します。
- ② 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

[改訂動向]

(1) ひな型3条1項関係

留意事項では、「今後、各銀行において銀行取引約定書の金利変更条項を見直す場合には、できるだけ要件を明確にすることが望ましい¹⁴」としている。また、第一次試案では、利息等の変更については、「変更が形成権の行使としてではなく、当事者の合意によることを明確にするため、当事者は変更契約に応ずる義務がある¹⁵」とし、利息等の割合の変更は、当事者間の契約による旨の規定が設けられている。本調査でも、「金融情勢の変化」がある場合には、「一般に合理的（相当）と認められる程度のものに変更することについて協議を求めることができる」とするものが30行、「一般に合理的（相当）と認められる程度のものについて変更を請求できる」とするものが13行、「甲と乙との同意により、適正かつ合理的と認められる程度のものに変更することができる」とするものが1行みられた¹⁶。ただし、利息等の割合の変更については、「別途固定金利による旨の特約をしている取引には、適用されない」とするものが5行みられた。なお、「金融情勢の変化」の具体例として、「公定歩合、プライムレート」を明示するものが1行みられた。利息等の割合を変更する要件として、「金融情勢の変化」の他、「甲の財務状況の変化、担保価値の増減等、乙の債権の保全状況に変動が生じた場合」とするものが24行、「甲の信用状態に変化が生じた場合」とするものが1行みられた。利息等の割合

の変更を申し出る主体については、「甲または乙」とするものが43行、主体を明示しないものが1行みられた。なお、割引料・保証料・手数料の他に、「清算金」を含めるものが27行、「違約金」を含めるものが8行みられた。

(2) ひな型3条2項関係

ひな型3条2項の文言に、変更を加えないものが18行、「支払うべき元本金額」に対して損害金を支払うとするものが13行、「利息、割引料、保証料については、損害金を付さない」とするものが12行、「利息等については、損害金を付さない」とするものが1行みられた。なお、利息等への損害金免除の規定を設けない銀行のうち、利息等に対して損害金が発生することを明示するものはみられなかった¹⁷。

5. 担保

ひな型4条

- ① 債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、請求によって、直ちに貴行の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または保証人をたてもしくはこれを追加します。
- ② 貴行に現在差し入れている担保および将来差し入れる担保は、すべて、その担保する債務のほか、現在および将来負担するいっさいの債務を共通に担保するものとします。
- ③ 担保は、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合には直ちに弁済します。
- ④ 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、貴行の占有している私の動産・手形その他の有価証券は、貴行において取立または処分することができるものとし、この場合もすべて前項に準じて取り扱うことに同意します。

[改訂動向]

(1) ひな型4条1項関係

第二次試案解説では、担保条項について、「個別の担保約定書に委ねることとして、銀行取引約定書上では規定しないという政策判断もあり得る¹⁸⁾」との指摘がなされていたが、本調査では、44行の全てが、担保に関する条項を設けていた。また、留意事項では、「増担保請求の条項を置く場合には、できるだけ要件を明確にすることが望ましい¹⁹⁾」としていたが、本調査でも、44行の全てが、本条項の文言に変更を加え、増担保等の提供要件の明確化を図っていた。本条項の規定方式には、増担保等の提供要件を、乙の「債権保全の必要性」としたうえで、「債権保全の必要性」に該当する具体的事由を例示する第一の形式(31行)、第1項で、増担保の提供要件を示し、第2項で、別に「債権保全の必要性」が生じた場合を要件とする第二の形式(11行)、「債権保全の必要性」との文言を削除し、増担保等の提供要件を限定する第三の形式(2行)がみられた。第一の形式における「債権保全の必要性」に該当する具体的事由および第二の形式における増担保等の提供要件としては、「乙の責めに帰すことのできない事由による担保の毀損、滅失または価値の客観的減少」とするものが14行、「乙の責めに帰すことのできない事由による担保の毀損、滅失または価値の減少」とするものが14行、「担保価値の減少」とするものが9行、「乙の責めに帰すことのできない事由による担保価値の減少」、「担保の滅失、担保価格の下落」、「担保の毀損、滅失、地下の下落などによる担保価値の減少」とするものが各1行、「甲またはその保証人の信用不安」とするものが27行、「甲の保証人に期限の利益当然喪失事由または請求喪失事由の一つが生じたとき」とするものが10行、「甲または甲の保証人に、乙の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」とするものが4行²⁰⁾、「保証人の信用不安」とするものが1行みられた²¹⁾。これに対し、「債権保全の必要性」との文言を削除し、増担保等の提供要件を限定する第三の形式を採用する2行は、増担保等の提供要件を、「乙に提供されている担保について乙の責めに帰すことのできない事由による毀損、滅失または価値の客観的減少」と「甲または甲の保証人について期限の利益当然喪失事由または請求喪失事由

の一つが生じたとき」としていた。提供されるべき増担保等の適否については、「乙が適当と認める担保もしくは増担保，保証人の追加」とするものが33行、「乙の承認する担保もしくは増担保，保証人の追加」とするものが11行みられ，増担保等の追加限度に関して特別の規定を設けるものはみられなかった²²。増担保等の請求については、「相当の期間を定めた請求」とするものが24行、「請求により直ちに」とするものが11行，単に「請求により」とするものが8行，「請求により遅滞なく」とするものが1行みられた。なお，このうち，「請求により直ちに」とする11行は，増担保等の規定方法について，第二の形式を採る11行と対応しており，これらの銀行は，全て，第1項で規定する増担保等の提供事由が生じた場合には，「請求により直ちに」とし，第2項で，その他債権保全の必要性が生じた場合には，「相当の期間を定めた請求」としており，増担保等の提供原因により，その提供時期を区別していた²³。なお，第一次，第二次試案ともに，いわゆる減担保（担保解放）請求権を規定していたが，本調査において右請求権を規定するものは見られなかった²⁴。

(2) ひな型4条2項関係

留意事項では，共通担保条項に関して，「被担保債権を特定債務とするか根担保とするかを担保権設定契約時に決めている現在の実務のあり方からすれば，特定債務を担保するとしたものを共通担保条項により包括的な担保にする必要性は失われていると考えられることから，銀行取引約定書にこのような条項を置くことについては削除も含め見直すことが望ましい²⁵」としている。本調査でも，44行の全てが，本条項を削除していた。

(3) ひな型4条3項関係

ひな型4条3項は，担保の実行要件を欠いているが，担保を実行する要件として，「甲が乙に対する債務を履行しなかった場合」とするものが43行，「甲が乙に対する債務を履行しなかったため，乙が担保権の実行を行う場合」とするものが1行みられた。担保の実行方法については，ひな型4条3項の文言に変更を加えないものが13行，「法定の手続き，または一般に適当と認められる方法，時期，価格等により乙において行う取立または処分」とするものが30行，「法定の手続き，または適正かつ合理的と認められる方法，時期，価

格等により乙において行う取立または処分」とするものが1行みられた。担保目的物については、単に「担保」とするものが40行、「担保および占有している甲の動産、手形その他の有価証券」とするものが4行みられた。弁済の充当については、ひな型4条3項の文言に、変更を加えないものが43行、「一般に適当と認められる方法」等により担保を実行した場合に限り、「乙は取得金から諸経費を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、甲の債務の弁済に充当できる」とするものが1行みられた。なお、「乙による弁済の充当に対して甲は異議を述べることができない」とするもの、担保が実行された場合に、「甲の保有する乙の預り証、その他の関係書類を直ちに乙に提出する」とするものが各1行みられた。また、ひな型4条3項は、担保実行後の超過金に関する返還義務規定を欠いているが、44行の全てが、「取得金に余剰が生じた場合には、乙はこれを権利者（「取立または処分前の担保の所有者」とするものが1行）に返還するものとする」との清算条項を設けていた。

(4) ひな型4条4項関係

ひな型4条4項の文言に、変更を加えないものが39行、本条項を削除するものが4行²⁶、乙の占有する動産、手形その他の有価証券に「乙に差し入れている担保以外」との文言を追加するものが1行みられた。

(5) その他

第一次、第二次試案ともに、担保目的物の管理に関する規定を設けているが、本調査でも、「甲は担保の目的物について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により乙の承諾をえる」としたうえで、「乙は、その変更がなされても担保価値等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合にはこれを承諾する」とするものが1行みられた。また、第二次試案解説では、「任意処分の対象となる『担保』には、約定担保のみが含まれるとする解釈の余地がある²⁷」との指摘がなされていたが、本調査でも、担保に関する規定を、「留置権、先取特権などの法定担保物権にも適用する」との文言を追加するものが14行みられた。

6. 期限の利益喪失

ひな型5条

- ① 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行から通知催告等がなくても貴行に対するいっさいの債務について当期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
1. 支払の停止または破産・和議開始・会社更生手続開始・会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 3. 私または保証人の預金その他の貴行に対する債権について仮差押・保全差押または差押の命令・通知が發送されたとき。
 4. 住所変更の届出を怠るなどの私の責めに帰すべき事由によって、貴行に私の所在が不明となったとき。
- ② 次の各場合には、貴行の請求によって貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
1. 私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 2. 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
 3. 私が貴行との取引約定に違反したとき。
 4. 保証人が前項または本項の各号の一にでも該当したとき。
 5. 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

[改訂動向]

(1) ひな型5条1項関係

留意事項では、「期限の利益の喪失条項は、銀行の債権保全上必要不可欠な条項であるが、他方、取引先の利益にとって重大な影響を及ぼすものである。したがって、通知催告を要せずに期限の利益を喪失させる当然喪失事由は、取引先の信用悪化の程度が顕著な定型的徴候に限定するのが望ましい²⁸⁾」としている。また、第二次試案解説では、「相殺に関する無制限説を採る最大判

昭和45年6月24日(民集24巻6号587頁)の下では、当然喪失方式を採らなくても、最終的には債権回収に支障は生じないことから、すべて通知喪失方式とすることも考えられる²⁹⁾としていた。本調査では、44行の全てが、期限の利益喪失条項を設けており、また、期限の利益を喪失させる方法として、ひな型5条と同様に、当然喪失方式と請求喪失方式による区分を採用していた。

① ひな型5条1項1号

倒産手続きの文言の変更に伴い、44行の全てが、和議開始を「民事再生手続開始」に改めていた。さらに、新しい種類の倒産処理手続きの出現が予想されることを受け、その対応の必要性が指摘されていたが³⁰⁾、本調査でも、「甲が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき」との文言を追加するものが22行、破産等と「類似する手続開始の申立てがあったとき」との文言を追加するものが3行、「裁判上の倒産処理手続開始の申立てがあったとき」、破産等の「法的整理手続きの申立てがあったとき」との文言を追加するものが各1行みられた。また、支払の停止の具体的事由として、「営業廃止の表明」を例示するものが20行、「支払不能の表明」、「廃業」、「営業所閉鎖の告知」を例示するものが各2行、「弁護士等への債務整理の委任」、「債務整理の表明」を例示するものが各1行みられた。

② ひな型5条1項2号

ひな型5条1項2号の文言に、変更を加えないものが41行、「手形交換所の取引停止処分を受けたとき。ただし、手形交換所のない地域にあっては、6ヶ月以内に2回目の不渡りを出したとき³¹⁾」とするものが2行、「手形交換所(これに準ずる施設を含む)の取引停止処分を受けたとき」とするものが1行みられた。

③ ひな型5条1項3号

第二次試案では、顧客または保証人の預金等に対する差押え等のうち、甲の預金等に対する差押えまたは保全差押え以外は、全て請求喪失事由としていたが³²⁾、本調査では、44行の全てが、ひな型5条1項3号と同様に、甲および保証人の乙に対する債権の差押え等を期限の利益当然喪失事由としていた。しかし、一方で、保証人の債権に対する差押え等に限り、期限の利益復

活条項を設けるものが18行みられた。このうち、期限の利益復活の要件として、「乙の承認する担保を提供し、または保証人を立てる旨を甲が遅滞なく乙に書面で通知する」とするものが9行、「乙の承認する担保を差し入れる旨を甲が遅滞なく乙に書面で通知する」とするものが8行、「甲が乙の承認する担保もしくは増担保を提供し、また保証人をたてもしくはこれを追加する旨を遅滞なく乙に書面で通知する」とするものが1行みられた。期限の利益復活の方法については、18行の全てが、「乙が従来どおり期限の利益を認める場合には、乙が書面により通知する」としていた。期限の利益復活後の法律関係については、18行の全てが、「期限の利益を喪失したことに基づき既になされた乙の行為については、その効力を妨げない」としていた。なお、期限の利益喪失時期については、甲または保証人の預金その他乙に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が「発送されたとき」とするものが43行、同様に、「到達したとき」とするものが1行みられた。

④ ひな型5条1項4号

ひな型5条1項4号の文言に、変更を加えないものが9行、「甲が行方不明となり、乙から甲に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき」とするものが23行、「住所変更の届出を怠るなど甲の責めに帰すべき事由により、乙に甲の所在が不明となり、乙から甲に宛てた通知が届け出の住所に到達しなくなったとき」とするものが1行、本条項を削除するものが11行みられた³³。また、「甲が法人の場合には、法人を代表する者の所在が不明となり、代表権の行使が不可能となったとき」との文言を追加するものが1行みられた³⁴。

⑤ その他

「解散の決議を行ひまたは解散命令を受けたとき」、「担保もしくは増担保の提供または保証人の選定もしくは追加の請求に応じないとき」を、期限の利益当然喪失事由とするものが各1行みられた。

(2) ひな型5条2項関係

留意事項では、「請求喪失の場合は、請求喪失事由に該当する事実が形式的に発生したかどうかだけでなく、債権保全の必要性の有無を客観的に判断す

る必要があることに留意すべきである³⁵」としている。また、第一次試案では、請求喪失事由により期限の利益が喪失する債務を、「銀行が指定する銀行取引上の債務」としていたが³⁶、本調査では、期限の利益が喪失する債務について、限定を設けるものはみられず、44行の全てが、「いっさいの債務」としていた。さらに、ひな型5条2項の「請求」について、これを「通知」に改めるものが4行、請求の延着または不着に関する取り扱いとして、甲の責めに帰すべき事由で、「請求が延着または到着しなかった場合には、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとする」との規定を設けるものが39行みられた。

① ひな型5条2項1号

ひな型5条2項1号の文言に、変更を加えないものが40行、「甲が債務の全部または一部の履行を遅滞したとき」とするものが4行みられた。

② ひな型5条2項2号

ひな型5条2項2号の文言を、変更ないし削除するものは見られなかった。

③ ひな型5条2項3号

ひな型5条2項3号の文言に、変更を加えないものが37行、「甲が乙とのいっさいの取引約定の一つにでも違反したとき」とするものが1行、甲が乙との取引約定に違反し、「それが乙の債権保全を必要とする相当の事由に該当するとき」とするものが4行、「それにより乙の信頼関係を喪失させたとき」、「それにより乙の債権保全上支障があると認められるとき」とするものが各1行みられた³⁷。

④ ひな型5条2項4号

ひな型5条2項4号の文言に、変更を加えないものが41行、本条項を削除するものが3行みられた。

⑤ ひな型5条2項5号

ひな型5条2項5号の文言に、変更を加えないものが17行、「前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」とするものが14行、「前各号の他、乙の債権保全を必要とする相当の事由が客観的に生じたとき」とするものが8行、「前各号の他、甲の債務の弁済に支障をきたす相当の事由

が生じたとき」とするものが4行、「前各号の他、甲の信用状態に著しい変化が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」とするものが1行みられた。

⑥ その他

本条項の留意事項を受けて、多様な請求喪失事由が新たに設けられている。具体的に新設された事由としては、「乙への報告または提出する書類に重大な虚偽の内容があるとき」とするものが28行、「甲について国内外の破産等に準ずる法的整理手続開始の申立てがされたとき」とするものが2行、「甲が発行する社債について期限の利益を喪失したとき」、「甲が本約定に基づく債務以外の債務で合計額が100万円を超えるものについて期限の利益を喪失したとき、または第三者が負担する債務に対して甲が行った保証債務で合計額が100万円を超えるものにつき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき」、「乙との取引約定に定めた財務制限事項に違反したとき」、「商品等に処分禁止の仮処分を受けた場合、会社が清算に入った場合」、「乙の請求する担保もしくは増担保の提供、あるいは保証人の追加を怠ったとき」、「手形交換所（これに準ずる施設を含む）の不渡報告があったとき」、「乙に対する預金、積金を乙の承諾なく、他に譲渡もしくは質入れしたとき」、「乙の承諾なく、担保物の処分、または担保物件への物権または賃借権の設定、もしくは担保物の保全に必要な行為を怠ったとき」、「死亡その他一身上の変動を生じたとき」、「甲又はその保証人が振出、裏書、引受、参加引受または保証した手形（振出、裏書した小切手を含む）で乙の所持するものの関係人、または甲の保証する本人が期限の利益当然喪失事由または請求喪失事由の一つに該当したとき」、「甲の責めに帰すべき事由により、乙に甲の所在が不明となったとき」とするものが各1行みられた。なお、「期限の利益当然喪失事由または請求喪失事由が発生した場合、または発生する懸念を生じた場合には、かかる事実を直ちに乙に書面により通知する」とするものが1行みられた。また、第一次、第二次試案ともに、取引先が期限の利益を喪失した場合にも、一定の要件の下で、期限の利益を再度復活させる条項を設けているが、本調査でも、同様の条項を設けるものが16行みられた。そのうち、期限の利

益復活の要件として、「新たな担保の差し入れ，新たな保証人の追加を行い，あるいは遅滞なく期限の利益喪失事由が消滅した場合等，乙に対する弁済に支障がないと乙が判断した場合」とするものが5行，「乙に対する債務を全額支払うことにつき支障がない旨を，甲が遅滞なく乙に書面で通知し，乙が従来どおり期限の利益を認める場合」とするものが5行，「乙は甲に対して通知することにより，従来どおり期限の利益を認めることができる」とするものが3行，「甲の乙に対する債務の弁済に支障がないと乙が判断した場合」とするものが2行，「甲乙間において変更契約の締結，従前の条件による弁済の受領の継続等の取引が行われた場合」とするものが1行みられた。期限の利益復活方法については，「乙による書面による通知」とするものが8行，「乙による通知」とするものが3行，「乙からの通知または甲乙間の書面による合意」とするものが1行，単に「期限の利益の復活を認める場合がある」とするものが4行みられた。期限の利益復活後の法律関係については，「期限の利益を喪失したことにより，既になされた乙の行為の効力は妨げられない」とするものが13行，「期限の利益の喪失時に遡り，または将来に向かって回復させる」とするものが3行みられた。なお，当然喪失事由である保証人の債権に対する差押え等について期限の利益復活条項を設け，併せて，当該期限の利益復活条項を規定するものが6行みられた。

7. 割引手形の買戻し

ひな型6条

- ① 手形の割引を受けた場合，私について前条第1項各号の事由が一つでも生じたときは全部の手形について，また手形の主債務者が期日に支払わなかったときもしくは手形の主債務者について前条第1項各号の事由が一つでも生じたときはその者が主債務者となっている手形について，貴行から通知催告等がなくても当然手形面記載の金額の買戻債務を負い，直ちに弁済します。
- ② 割引手形について債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合

には、前項以外のときでも貴行の請求によって手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。

- ③ 前2項による債務を履行するまでは、貴行は手形所持人としていっさいの権利を行使することができます。

[改訂動向]

(1) ひな型6条1項関係

留意事項では、「手形割引ないし買戻請求権の法的性質については、かつて売買説と消費貸借説とが対立し、当協会において銀行取引約定書ひな型を作成することによって解釈を統一したという経緯がある。したがって、今後各銀行において銀行取引約定書を改訂する場合においても、解釈上の明確性を損なうことのないよう、割引手形の買戻しに関する条項を、引き続き設けることが望ましい³⁸⁾」としている。本調査では、割引手形の買戻条項を設けるものが43行、本条項を削除するものが1行みられた。また、43行の全てが、買戻請求権を発生させる方式として、ひな型6条と同様に、当然発生方式と請求発生方式による区分を採用していた。買戻請求権の当然発生事由のうち、甲について生じた事由については、43行の全てが、期限の利益当然喪失事由と完全に一致させていた³⁹⁾。買戻請求の対象となる手形の範囲については、「全部の手形」とするものが42行、「割引した決済未了のすべての手形」とするものが1行みられた⁴⁰⁾。手形の主債務者について生じた事由については、「手形の主債務者が期日に支払わなかったとき、手形の主債務者に期限の利益当然喪失事由が一つでも生じたとき」とするものが43行、そのうち、「ただし、主債務者の保証人の預金その他の乙に対する債権について、仮差押、保全差押、差押の命令、通知が發送されたときをのぞく」との括弧書きを挿入するものが1行みられた。買戻請求の対象となる手形の範囲については、「その者が主債務者となっている手形」とするものが42行、「その者が手形支払人となっている決済未了のすべての手形」とするものが1行みられた。なお、「主債務者」という文言を用いずに、「手形支払人（約束手形の振出人、

為替手形の引受人)」とするのが1行みられた。

(2) ひな型6条2項関係

買戻請求権の請求発生の要件については、ひな型6条2項の文言に、変更を加えないものが20行、「乙の債権保全を必要とする相当の事由が生じた」と客観的に認められるとき」とするものが11行、「債権保全を必要とする相当の事由」としたうえで、「甲に期限の利益請求喪失事由が生じたとき」を例示するものが8行、「甲または手形の主債務者に期限の利益請求喪失事由が生じたとき」を例示するものが3行、「甲の信用状態が悪化したとき」を例示するものが1行みられた。買戻請求の対象となる手形の範囲については、単に「割引手形」とするものが39行、甲に期限の利益請求喪失事由が生じた場合には、「全部の手形」、手形の主債務者に期限の利益請求喪失事由が生じた場合には、「その者が主債務者となっている手形」とするものが2行、「割引した決済未了のすべての手形」、「乙が特定した手形」とするものが各1行みられた。また、請求の受領に関して、請求が、「甲の責めに帰すべき事由で延着しまたは到達しない場合には、通常到達すべき時期に甲が買戻債務を負担する」とするものが37行みられた。

(3) ひな型6条3項関係

ひな型6条3項の文言に、変更を加えないものが42行、乙は手形所持人として、「銀行取引ならびに手形法上のいっさいの権利」を行使できるとするものが1行みられた。

(4) その他

甲が買戻債務を負担する場合に、「乙は甲に対して通知することにより買戻債務が発生しなかったものとして取り扱うことができる。なお、買戻債務を負担していた時点において、既になされた乙の行為についてはその効力を妨げない」とし、買戻請求権の不発生に関する規定を設けるものが1行みられた。また、「買戻債務の履行に関して、万一手形要件の不備もしくは手形を無効にする記載によって手形上の権利が成立しない場合、または権利保全手続きの不備によって手形上の権利が消滅した場合でも、甲は手形面記載の金額の責任を負う」とするものが5行みられた。なお、第一次、第二次試案と

もに、買戻が行われた場合には、割引料の一部を、戻し割引料として甲に返還する旨の規定を設けていたが、本調査では、43行の全てが、買戻債務の額を「手形面記載の金額」とし、戻し割引料の返戻に関する規定を設けるものはみられなかった⁴¹。

-
- * 1 みずほファイナンシャルグループ（金法1603号（2001年）34頁）、あさひ銀行（金法1591号（2000年）52頁）、東京三菱銀行（金法1590号（2000年）34頁）、住友銀行（金法）1544号（1999年）6頁、広島銀行、福岡銀行（銀行法務584号（2000年）8頁、同14頁）など。なお、各都市銀行における銀行取引約定書とひな型との対照表については、「資料銀行取引約定書新旧対照表」銀行法務582号（2000年）16頁以下参照。
 - * 2 例えば、「特集銀行取引約定書の理論的課題」銀行法務583号4頁以下
 - * 3 一般に、ホームページ等に銀行取引約定書を掲載している銀行は極めて少ないか、もしくはほとんどみられない。これに対し、銀行取引約定書を含め当該金融機関の使用している約定書の全てを、各金融機関のホームページに掲載すべきであるとの提言もなされている（峯崎二郎「ひな型廃止と二世紀の銀行取引約定書とは」銀行法務584号（2000年）19頁）。
 - * 4 本調査の概要については、2006年日本法社会学会ミニシンポジウム（「生ける法としての非典型担保」）において、口頭報告を行った。
 - * 5 本稿では、個別銀行の作成した条項を直接引用している箇所があるが、引用に際しては、事前に銀行取引約定書の送付を受けた銀行の了承を得ている。個別銀行が作成する銀行取引約定書の公表ルール等に関して確たる見識を持たないが、各銀行が独自に作成した銀行取引約定書を公表していない場合には、その文言の引用に際しては、作成者の了承を得る必要があると判断した。
 - * 6 「銀行取引約定書に関する留意事項」銀行法務577号（2000年）7頁、阿部耕一「銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項について」銀行法務577号（2000年）4頁
 - * 7 「当会案『銀行取引約定書』の作成－第一次試案の公表－」銀行法務582号（2000年）4頁、「銀行取引約定書第二次試案の公表について」銀行法務613号（2003年）

銀行取引約定書ひな型廃止後の銀行取引約定書改訂動向(1)

32頁

- *8 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」 7頁
- *9 なお、銀行取引約定書中、取引先を「甲」、銀行を「乙」とするものが42行、取引先を「お客様」、「私／当法人」とするものが各1行みられた。以下、便宜上、取引先を甲、銀行を乙として表記する。
- *10 なお、差入方式を採用する銀行から、「必ず、顧客（保証人を含めて）に対し、銀行取引約定書の写しを交付するとともに、銀行窓口で銀行取引約定書を備え付け、誰でも自由に持ち帰ることかできるよう配慮している」旨の回答を得た。
- *11 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」 7頁
- *12 秦光昭「銀行取引約定書の第二次試案について」銀行法務613号（2003年）40頁
- *13 第一次試案、第二次試案ともに同様の規定が設けられている。第二次試案解説では、銀行取引約定書は、「融資取引に関する一般的な規定であることから、本約定書と異なる個別約定があれば右個別約定が優先することは当然である（秦・前掲「銀行取引約定書の第二次試案について」40頁）」としている。
- *14 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」 7頁
- *15 秦光昭「本試案作成の経緯と考え方および問題点」銀行法務582号（2000年）12頁。なお、鈴木祿弥編『新版注釈民法(17)債権(8)』（有斐閣、1993年）305頁以下参照
- *16 広島銀行の銀行約定書改訂作業では、「実際、利率等の変更を行うに際しては、個別に顧客側と協議を行った結果合意し変更しているのが実態であるから、顧客側と銀行が合意に至るための『協議を求めることができる』との表現を採用することとした（『協義を求める』ではなく、『請求することができる』という表現を採用すべきであるとの考えもあったが、『請求』は明確性に優れているものの、当事者として受ける印象が固く、地域金融機関としてはなじみにくいとの判断から、現行の『協議』という表現を採用した）（樽谷祐一「広島銀行における新銀行取引約定書の改訂作業の実際」銀行法務584号（2000年）7頁）」とされている。
- *17 なお、遅延損害金の割合としては、14%が36行、14.5%が3行、18%が2行、14.6%、15%、16%が各1行となっていた。
- *18 秦・前掲「銀行取引約定書の第二次試案について」46頁
- *19 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」 7頁

- *20 このうち、3行が、「ただし、乙はその事由を甲に明示する」としていた。
- *21 なお、これらのうち、第二の形式を採用する11行の増担保等の提供要件は、「乙の責めに帰すことのできない事由による担保の毀損、滅失または価値の客観的減少」とするものが8行、「乙の責めに帰すことのできない事由による担保の毀損、滅失または価値の減少」とするものが3行、「甲の保証人に期限の利益当然喪失事由または請求喪失事由の一つが生じたとき」とするものが10行、「保証人の信用不安」とするものが1行となっている。
- *22 第一次試案では、顧客の増担保提供義務を、「相当と認められる限度」に限定している。
- *23 なお、このうち、第2項により増担保提供義務が生じる場合には、「乙は甲に対してその事由を明示する」とするものが10行みられた（うち7行は「書面」での通知）。
- *24 減解放請求権の取り扱いについて、広島銀行では、「改訂約定書では採用に至らなかったが、最後までこの条文で論議の対象となったのは、減担保請求権に類似する条項であった。顧客側との対等性を考える以上、採用すべきであるとの見解と、営業店における無用な混乱を避けるべきであり、また、民法の範囲内での対応とすべきであるとの見解との対立があったが、営業店での対応とスムーズな移行を考慮した結果、今回の改訂においては採用を見合わせることにした（樽谷・前掲「広島銀行における新銀行取引約定書の改訂作業の実際」7頁）」としている。
- *25 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」7頁以下
- *26 本条項を削除する銀行は、前条項において、担保目的物を、「担保および占有している甲の動産、手形その他の有価証券」と規定する4行に対応している。
- *27 秦・前掲「銀行取引約定書の第二次試案について」46頁
- *28 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」8頁
- *29 秦・前掲「銀行取引約定書の第二次試案について」48頁
- *30 留意事項でも、「期限の利益の喪失事由に関わる法令の制定・改廃等があった場合には、適宜条項の見直しを行うことが望ましい（前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」8頁）」としている。なお、山野目章夫「期限の利益の喪失」銀行法務583号（2000年）27頁
- *31 なお、本条項のような取り扱いについて、「このような全国統一のひな型の時代

銀行取引約定書ひな型廃止後の銀行取引約定書改訂動向(1)

に処置が難しかった問題こそ、各行ごとの、とくに地方銀行にとって、実情に応じた条項起草が求められ、また、それが可能な条項である（山野目・前掲「期限の利益の喪失」27頁）」との指摘がなされている。

*32 なお、第一次試案では、「預金等に対する差押えの通知等が発せられたときを当然喪失事由とするのは、貸付金との関係では過剰防衛の面がある（秦・前掲「本試案作成の経緯と考え方および問題点」12頁）」とし、甲の債権に対する差押え等を含め、すべて請求喪失事由に移されている。

*33 第一次、第二次試案ともに、行方不明の時期の特定に問題が残ること等を理由に、「所在の不明」を期限の利益当然喪失事由から削除している。

*34 なお、「住所変更の届出を怠るなど、甲の責めに帰すべき事由によって、乙からの請求が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時期に期限の利益が失われる」との条項を、期限の利益当然喪失事由として規定するものが1行みられた。

*35 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」8頁

*36 第一次試案解説によれば、「通知喪失については、全部の債権について喪失させる必要がない場合も多いことから、一部の債権についてのみ期限の利益を失わせることができるよう（秦・前掲「本試案作成の経緯と考え方および問題点」12頁）」配慮した規定であるとしている。

*37 ひな型5条2項3号については、一般に「取引約定に違反」した場合にも、銀行が意思表示によって貸付債権の期限の利益を喪失させるためには、債権保全の客観的必要性がなければならぬとの指摘がなされている（鈴木祿弥編・前掲『新版注釈民法・(17)債権(8)』337頁参照）。

*38 前掲・「銀行取引約定書に関する留意事項」8頁

*39 保証人の銀行に対する預金等に対する差押え等を、取引先の信用悪化の定型的兆候として、当然に買戻請求権を発生させることには批判が多い（奈良次郎「銀行取引約定書6条1項の対外交」金法818号（1977年）16頁、河本一郎「批判」民商76巻6号871頁、鈴木祿弥編・前掲『新版注釈民法(17)債権(8)』344頁など）。これに対し、本調査では、全ての銀行が保証人の債権に対する差押え等を期限の利益当然喪失事由に組み入れており、買戻請求権の当然発生事由においてもこれを特別に除外する

ものはみられなかった。また、第一次、第二次試案ともに、保証人の債権に対する差押え等を期限の利益請求喪失事由に移行させているが、買戻請求権の発生原因においては、保証人の債権に対する差押え等を買戻請求権の当然発生事由の中に含めている。その点で、試案における買戻条項は、批判学説を十分に説得できるものとはなっていないとの評価もなされている（吉田光碩「割引手形の買戻し」銀行法務583号（2000年）35頁）。

*40 なお、第二次試案では、期限の利益当然喪失事由において、甲の預金等に対する「差押えまたは保全差押えがされたとき」としているが、買戻請求権の当然発生事由では、これを「通知が発せられたとき」と改めている。これは、「買戻債務の場合は、その時点で債務が発生することになるから、最大判昭和45年6月24日の下においても、受働債権である預金が差し押えられる以前に発生していないと、差押えに対抗することができないことを考慮したものである（秦・前掲「銀行取引約定書の第二次試案について」50頁）」とされている。今回の調査でも、期限の利益当然喪失事由において、差押え等が「到達したとき」とするものが1行含まれていたが、買戻請求権の当然発生事由において、第二次試案と同様の手当は行われていなかった。

*41 なお、実務上、買戻しが行われた場合には、原則として約定利率により買戻日の翌日から期日までの戻し割引料が返戻されるとされている（西尾信一「割引手形の買戻し」法時50巻2号（1978年）36頁）。